

# は し が き

中小企業には、設備投資や賃上げなどを行った場合にいろいろな優遇税制が設けられていますが、それを使いこなせていない企業も多いように思われます。せっかく設けられた優遇税制ですから、適用ができる場合には是非とも利用をしたいところです。実務の現場では、自分の会社が果たして適用できるのか、あるいは適用を受けるための手続きは煩雑なのか、といった疑問が少なからず生じて、最終的に適用することなく終わってしまうこともあるのではないかと思います。

ほとんどの優遇税制には、事前に申請や認定等の手続きが必要になります。事前の手続きが全く要らないのは中小企業投資促進税制などごく僅かです。したがって、実務担当者としては、日頃から、どのような優遇税制があるのか、そしてどのような手続きが必要かをある程度は頭に入れておき、例えば設備投資の話が実際に挙がったときに、どの税制が適用可能なかを判断できるようにしておく必要があるといえます。そして、事前準備が必要な税制を適用していく場合には、すみやかに手続きのスケジュールを組めるようにしておきたいところです。

本書ではまず、第1章で優遇税制の対象となる中小法人等や中小企業者とはどのような法人なのかについて解説するとともに、優遇税制の概要を紹介しています。ここで、自社でどの税制の適用が可能なのかについて大まかに整理して欲しいと思います。

第2章では、第1章で概要のみ紹介した優遇税制について、詳細な内容の解説をしています。設備投資などの具体的な話が挙がったときに、この第2章を見ながら税制の適用が可能か否かについて、具体的に検討をして欲しいと思います。

第3章では、いくつかのケースを用いて、適用する税制の選択、必要な手続き、法人税の軽減額、会計処理、そして税務申告手続きなどを解説していきます。実際にどのような判断をして適用する税制を決定し、そして適用を受けるためにどのような手続きを採る必要があるのかについて具体的にイメージできるようにして欲しいと思います。

第4章では、事前の申請、認定等の手続きが必要な税制の申請手続き等について記載しています。作成が必要な計画書や申請書について、記載内容の解説や記載例を載せています。実際に税制を適用する際の手続の大まかな手順を把握するとともに、どのような書類をどのように作成するのかについて確認をして欲しいと思います。

本書は、実務担当者ができる限り実務で利用しやすいようにと考えながら作成しました。本書を日頃から机の上に置いていただき、必要ときに随時本書を開いて確認・検討に利用していただくことで、少しでも実務に役立てていただきたいと思います。

最後に、本書の出版にあたっては株式会社税務研究会出版局の知花隆次氏と若井麻理子氏に構成内容や記載内容について多大なるアドバイスと協力をいただいたことにより、よりわかり易い内容となったことに深く感謝申し上げます。

令和元年11月

公認会計士・税理士 伊原健人

# 目次

## 第1章 概論

- ① 中小企業とは ..... 2
  - (1) 中小法人等（法人税法） ..... 2
  - (2) 中小企業者（租税特別措置法） ..... 7
  - (3) 中小企業者等・特定中小企業者等 ..... 12
  
- ② 中小企業が使える特例税制の全体像 ..... 13
  - (1) 「中小法人等」に対する特例税制 ..... 13
  - (2) 「特別償却制度」と「税額控除制度」とは ..... 19
  - (3) 「中小企業者」に対する特例税制 ..... 22
  
- ③ 場面ごとの適用可能な税制 ..... 36
  
- ④ 令和元年度税制改正と中小企業特例の適用関係 ..... 39
  - (1) 適用除外事業者 ..... 39
  - (2) 自己の株式又は出資の除外及び大規模法人の範囲の追加 ..... 40
  - (3) 大規模法人の範囲の縮小 ..... 41

## 第2章 各制度の解説

- ① 少額減価償却資産の特例（措法67の5） ..... 44
  
- ② 中小企業経営強化税制（措法42の12の4） ..... 50

③	中小企業投資促進税制（措法42の6）	67
④	商業・サービス業・農林水産業活性化税制（措法42の12の3）	82
⑤	中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）（措法42の4④）	95
⑥	所得拡大促進税制（措法42の12の5②）	108
⑦	コネクテッド・インダストリーズ税制（措法42の12の6）	125
⑧	中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る 税制措置（措法44の2）	139
⑨	省エネ再エネ高度化投資促進税制（措法42の5）	146
⑩	地域未来投資促進税制（措法42の11の2）	158
⑪	生産性向上特別措置法による固定資産税（償却資産）の特例 措置（地方税法附則15⑦）	169

### 第3章

### ケース別特例税制の適用可否

①	設備投資をしたときに使える特例	175
(1)	取得資産別の特例税制	175
(2)	投資金額別の特例税制	180
(3)	事前の申請・認定等の手続きの必要がなく受けられる税制	181
(4)	特別償却率・税額控除率による有利選択	182
(5)	適用制度の選択	183



(2) コネクテッド・インダストリーズ税制（革新的データ産業活用計画）…………… 310

③ その他…………… 323

(1) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（経営改善指導等）… 323  
(2) 地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業計画）…………… 331

主な参考資料 URL

○中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190808zeiseikinyu.pdf>  
（中小企業庁 HP > 経営サポート > 経営強化法による支援）

○中小企業庁「商業・サービス業・農林水産業活性化税制における経営改善に関する指導及び助言を行う機関（アドバイス機関）における事務について」  
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2019/190426zeisei4.pdf>  
（中小企業庁 HP > 財務サポート > 税制 > 商業・サービス業の設備投資を応援します（商業・サービス業・農林水産業活性化税制））

○中小企業庁「中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック」  
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudaiguidebook.pdf>  
（中小企業庁 HP > 財務サポート > 税制 > 積極的な賃上げに取り組む企業を応援します（中小企業向け所得拡大促進税制））

○中小企業庁「先端設備等導入計画策定の手引き」  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2019/190425seisanseiSentan.pdf>  
（中小企業庁 HP > 経営サポート > 生産性向上特別措置法による支援）

※本書に掲載の URL は令和元年11月1日現在の情報です。

# 第 1 章

# 概論



# 1 中小企業とは

日本の企業のうち、いわゆる大企業といわれる企業はほんの一握りであって、そのほとんどは中小企業であるといわれています。中小企業に対しては、経営面、金融面、財務面などから、中小企業をサポートするための様々な制度が置かれており、その中には優遇税制も含まれています。ただし、一般的に「中小企業」といった場合に、明確な定義なく使われているように思われますが、優遇税制の対象となる「中小企業」については明確な定義付けがされています。

税制上、中小企業は「中小法人等」と「中小企業者」が定義されており、優遇税制もこのいずれかを対象とする形で設けられています。優遇税制の適用対象法人として両者は明確に区別して規定されていますので、「中小法人等」と「中小企業者」を正確に把握しておくことが非常に大切になります。

## (1) 中小法人等（法人税法）

中小法人等とは、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本もしくは出資を有しないもの、公益法人等又は協同組合等、人格のない社団等をいいます。ただし、各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当するものについては、中小法人等から除かれます。（法法66②⑥）

中小法人等に該当すると、法人税額の計算において軽減税率の適用が可能となったり、また交際費の損金不算入額の計算においても定額控除限度額（年800万円）の使用が認められるなど、いくつかの優遇税制の適用を受けることができます。

- ① 保険業法に規定する相互会社
- ② 大法人（次に掲げる法人をいい、②と③において同じ）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
  - (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
  - (ロ) 相互会社等
  - (ハ) 受託法人
- ③ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人
- ④ 投資法人
- ⑤ 特定目的会社
- ⑥ 受託法人

一般的な事業会社の場合、上記②と③が関係してくると考えられます。②のように資本金5億円以上の会社の完全子会社・完全孫会社など、完全支配関係がある法人は、資本金が1億円以下であっても「中小法人等」とは扱われずに「非中小法人等」とされ、中小法人等から除外されています。資本金が小さいとはいっても、大企業の100%子会社・孫会社については一般の中小企業と同様の優遇税制の適用を認める必要はないとする趣旨です。

企業グループを形成している場合には、子会社・孫会社などの中に「非中小法人等」に該当する法人があるものと考えられますので留意が必要です。

下記のようなケースが非中小法人等となるケースです。

ケース1



A社  
(資本金5億円)  
大法人

100%  
↓



B社  
(資本金1億円)  
非中小法人等

A社……資本金5億円以上のため大法人に該当します。

B社……資本金1億円以下ですが、A社（大法人）と完全支配関係があるため中小法人等ではありません（非中小法人等）。

なお、A社の資本金が5億円未満の場合、例えば資本金が3億円の場合にはA社は大法人に該当しませんので、B社は中小法人等に該当します。